

武蔵野音楽大学 ガバナンス・コード



学校法人武蔵野音楽学園

目 次

第1章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1-1	建学の精神・教育方針	
1-2	教育と研究の目的（本学の使命）	
第2章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	3
2-1	理事会	
2-2	理事	
2-3	監事	
2-4	評議員会	
2-5	評議員	
第3章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	6
3-1	学長	
3-2	教授会等	
第4章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	7
4-1	学生に対して	
4-2	教職員等に対して	
4-3	社会に対して	
4-4	危機管理及び法令遵守	
第5章	透明性の確保（情報公開）	9
5-1	情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、独自の建学の精神・教育方針にあり、それに基づく学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な分厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、武蔵野音楽大学は、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を指針として、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定し、学生をはじめさまざまなステークホルダーに対し、教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神・教育方針

(1) 建学の精神・教育方針

建学の精神を「(和)のこころ」と定め、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げています。

さらに、この建学の精神と教育方針に従い、礼儀 (Propriety)、清潔 (Purity)、時間厳守 (Punctuality) の3つを「3P主義」と称し、学生のみならず教職員にも実践を求めています。

(2) 建学の精神・教育方針に基づく人材像

社会の要請に応え、我が国の文化芸術の振興に寄与する人格豊かな人材を育成します。

1-2 教育と研究の目的（本学の使命）

(1) 建学の精神・教育方針に基づく教育研究上の目的等

① 大学の使命・目的

建学の精神「(和)のこころ」を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を展開させ、併せて本学の学園生活の規範として「3P主義」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とします。

② 音楽学部の教育研究上の目的

本学の教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、専攻分野における専門的知識と技術を修得させるとともに、共通の基礎専門教育としてソルフェージュ・音楽理論・西洋音楽史等の基礎的知識、ならびに広い視野に立って総合的な考察をするために必要な外国語科目・教養科目（保健体育を含む）を教授研究する。また、さまざまなコンサート・オーディション・研究発表等の実践活動への参加、ならびに実習・課外学修・インターンシップ等の現場体験を積ませる。

これらの教育研究を通して、思考力・判断力・表現力を磨き、芸術的創造力を養い、さらに、専門家を目指して真摯に音楽活動に取り組む意欲を高めて、演奏家、作曲家、研究者、教育者、芸術活動に関わる企画・運営等に携わる者として、多様な社会の要請に応え、文化芸術活動に貢献する人格豊かな人材を育成することを目的とします。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み

- ① 公的機関として安定的・持続的な法人運営及び大学運営を図ることを目的とし、建学の精神及び使命・目的に基づき、認証評価結果や学園・大学を取り巻く環境の変化の予測を踏まえて、教育研究と法人運営を主な内容とする「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」を策定します。
- ② 中期的な計画は、5か年以上を対象とし、計画年度の進捗状況、学園内外の状況、環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の修正・追加等を行います。

(3) 私立大学の社会的責任を果たすための取組み

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団及び教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等、他のステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性、地域貢献等を念頭に学校法人運営を進めます。
- ③ 多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応に努めます。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を確保し、私立大学の価値の向上を実現することによって、その役割・責務を適切に果たすことが求められています。

学校法人 武蔵野音楽学園は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

理事会は、本法人に関わる全ての人事、教学、運営に関する事項を審議決定し、理事の職務執行を監督します。

(2) 理事会議決事項の明確化等

- ① 理事会において議決する重要事項は、寄附行為等に明示します。
- ② 理事会において議決された事項は、議事録に記録し保管します。
- ③ 理事会へ、適切な業務執行報告がなされるよう留意します。

(3) 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

- ① 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学科長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉えて、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
- ② 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

(4) 学長への権限委任

学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任します。

(5) 理事会の開催

- ① 理事会は、年間の開催計画を策定し、その他必要に応じ随時開催します。
- ② 審議事項については、概ね開催1ヶ月前までに決定し全理事で共有を行います。

(6) 理事会の議事参与制限

理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、当該議事について議決に加わることはできません。

2-2 理 事

(1) 理事の責務

- ① 理事長は、本法人を代表しその業務を総理します。
- ② 理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行います。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 理事は、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けます。

(2) 学内理事の役割

教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事を選任します。
- ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行します。

2-3 監 事

(1) 監事の責務

- ① 監事は、本法人の業務、財産、理事の業務執行の状況を監査します。
- ② 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ③ 監事は、その職務を果たすため、武蔵野音楽学園監事監査規則に則り、理事会及び評議員会に出席します。
- ④ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求します。
- ⑤ 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

(2) 監事を選任

- ① 監事は、本法人の理事、職員、評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者から、2名選任します。
- ② 監事は、理事会が選出した候補者から、評議員会の同意を得て理事長が選任します。

(3) 監事による監査

- ① 監査機能の強化のため、武蔵野音楽学園監事監査規則を作成します。
- ② 監事は、年度監事監査計画書を作成し効率的な監査を実施します。
- ③ 監事は、毎年度、監事監査規則に基づき監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しこれを公表します。

(4) 監査機能の充実

- ① 監事は、本法人の事業状況について随時報告を求めることにより、本法人の状況について十分に把握します。
- ② 監事は、公認会計士等による監査結果について意見を交換し、監事監査機能の充実を図ります。

2-4 評議員会

(1) 評議員会の役割

- ① 理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項は、寄附行為に明示します。
- ② 評議員会は、本法人の業務、財産、役員の業務執行の状況について、意見を述べ、その諮問に答えることができます。
- ③ 評議員会は、本法人の業務、財産、役員の業務執行の状況について、役員から報告を徴することができます。

(2) 評議員会の議事参与制限

評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、当該議事について議決に加わることはできません。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員は、理事の定数の2倍をこえる人数を選任します。
- ② 評議員は、次の区分により理事会が選任します。
 - ア 本法人の設置する学校に勤務する職員
 - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者
 - ウ 本法人に特に顕著な功労のあった者
 - エ 学識経験者

(2) 評議員への情報提供等

評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

武蔵野音楽学園理事会は、学長の選任を行い、理事長がこれを任命します。

学長は、校務を掌り所属教職員を統督します。このため、理事会及び理事長は、大学の使命・目的を達成するための各種政策の意思決定等について、学長の意向を十分に反映します。

3-1 学 長

(1) 学長の責務

- ① 学長は、建学の精神を踏まえ、大学学則に掲げる大学の使命・目的を達成するためリーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 学長は、所属教職員が学長方針、中期的な計画等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長の補佐体制

- ① 副学長1人を置くことができるようにしており、大学学則に掲げる大学の使命・目的を達成するため、学長からの特命事項を処理するほか、本学の運営及び教学に関する事項の円滑な実施について学長を補佐します。
- ② 大学学則に掲げる大学の使命・目的を達成するため、学科長は学科の教育に係る総括的な管理運営を行い学長を補佐します。

3-2 教授会等

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

- ① 教授会は、教育方針に基づき教育研究上の必要な事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を求めるために設置します。
- ② 教授会における審議事項は、大学学則に定めます。
- ③ 教授会は、学校教育法に定められた事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・教育方針に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たすことが求められています。

武蔵野音楽大学は、ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され支えられるに足る存在であり続けるために、更なる公共性と信頼性の向上に努めます。

4-1 学生に対して

(1) 音楽学部の3つの方針（ポリシー）

学生の学びの基礎単位である学部において、次のとおり3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に示します。

- ① 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ③ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

(2) 自己点検・評価

自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき、学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境内容等のさらなる整備充実に取組みます。

(3) ダイバーシティ・インクルージョン

ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念に従い、性別、国籍、人種等による差別など健全な学生生活を阻害する要因については、学内外を問わず毅然かつ厳正な対処に努めます。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ① 教員は、授業、研究指導の内容及び方法の改善のための取り組みを推進します。
- ② FDに係る年度計画を定め、各部会を中心として計画的な取り組みを推進します。

(3) スタッフ・ディベロップメント：SD

- ① 教員及び職員は、その専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。
- ② SDに係る年度計画を定め、計画的な取り組みを推進します。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価の受審

学校教育法に従い認証評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検評価を実施し、その結果を踏まえた改善のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善に係わる情報及び保有する教育研究をはじめとする各種情報を、本学公式ウェブサイトはじめ各種媒体等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

人的・物的資源を活用し社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制及び危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

- ア 大規模災害、感染症の蔓延等
- イ 不祥事（ハラスメント、研究費不正使用等）
- ウ 情報セキュリティ

② 大規模災害及び不祥事等の防止対策に取り組みます。

- ア 学生等の安全対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策

③ 災害等の非常事態に備え、事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育研究活動及び業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに学園規則等を遵守するよう組織的に取り組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報及び相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であること、また、大学の目的は教育研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について透明性の確保が求められています。

武蔵野音楽大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、法人運営、教育研究活動の公共性、適正性を確保し、更なる透明性の向上の観点から情報公開の充実に努め、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

私立学校法、学校教育法施行規則等の法令に基づき公表すべき事項は、適切な公表に努めます。

(2) 自主的な情報公開

法令上公開が定められていない情報についても、自らの判断により努めて積極的に公開します。

(3) 情報公開の工夫等

- ① 私立学校法の定めによる本法人に関する情報は、本学公式ウェブサイトで公開することに加えて、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 上記以外の情報は、「大学ポートレート」に加え、「本学公式ウェブサイト」を活用するほか、「キャンパスガイド」、「広報誌 MUSASHINO for TOMORROW」、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 情報公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

令和2年10月19日制定（令和2年10月19日 理事会承認）

令和4年4月1日一部改訂

令和4年10月17日一部改訂